

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じて いただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金について (4月20日から5月11日の時間短縮分の変更)

4月20日から5月11日までの期間、県内の5市を、まん延防止等重点措置を講じるべき区域としていますが、4月28日から新たに7市を追加するとともに、まん延防止等重点措置を講じるべき区域内では、終日酒類の提供を行わないよう要請することとしました。

これに伴い、4月16日にお知らせした4月20日から5月11日までの要請期間分に係る千葉県感染拡大防止対策協力金のうち、まん延防止等重点措置を講じるべき区域内については、その期間を4月27日までに短縮し、4月28日から5月11日の要請期間分の協力金を以下のとおり支給します。

1 支給対象

原則として、令和3年4月20日から5月11日までの全期間、要請に御協力いただいた県内全域の飲食店（食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること）

2 主な支給要件及び支給額

- (1) 4月20日からまん延防止等重点措置を講じるべき区域
(市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市)

①主な支給要件

- ・ 20時から翌朝5時まで営業自粛すること
- ・ 酒類の提供を行わないこと（4月28日から5月11日までの間）
- ・ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること
- ・ 飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること
- ・ 「アクリル板等の設置」「食事中以外のマスク着用の推奨」「換気の徹底」等、県が求める感染対策を徹底すること

②支給額

ア 4月20日（火）～27日（火）

以下の区分に応じて算定した日額×協力開始日から4月27日までの日数分

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（☆1）

10万円以下の店舗	4万円
10万円超～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.4
25万円超の店舗	10万円
1店舗あたり32万円から80万円（全期間御協力いただいた場合）	

【大企業】 ※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額(☆2)×0.4
(上限20万円)

1店舗あたり最大160万円(全期間御協力いただいた場合)

イ 4月28日(水)～5月11日(火)

アと同様に算定した日額×14日分

中小企業、大企業ともに、4月28日から営業時間短縮要請に御協力いただけ
なかった場合においても、5月1日までに御協力いただいた場合は、日額の
11日分を支給します。

☆1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和元年又は令和2年4月・5月の飲食部門の売上高の合計額÷61日

☆2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

(令和元年又は令和2年4月・5月の売上高の合計額 - 令和3年4・5月の売上高の合計額) ÷ 61日

(2) 4月28日からまん延防止等重点措置を講じるべき区域

(千葉市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市)

① 主な支給要件

4月20日～4月27日

- ・ 21時から翌朝5時までの営業を自粛すること
- ・ 酒類の提供は11時から20時までとすること
- ・ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること
- ・ 飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること

4月28日～5月11日

(1) ①のまん延防止等重点措置を講じるべき区域の支給要件と同じ

② 支給額

ア 4月20日(火)～27日(火)

以下の区分に応じて算定した日額×協力開始日から4月27日までの日数分

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高(☆1)

8万3,333円以下の店舗 2.5万円

8万3,333円超～25万円の店舗 1日あたりの売上高×0.3

25万円超の店舗 7.5万円

1店舗あたり20万円から60万円(全期間御協力いただいた場合)

【大企業】 ※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額(☆2)×0.4
(上限20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3の
いずれか低い額)

1店舗あたり最大160万円(全期間御協力いただいた場合)

イ 4月28日(水)～5月11日(火)

(1) ②まん延防止等重点措置を講じるべき区域の日額×14日分

中小企業、大企業ともに、4月28日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、5月1日までに御協力いただいた場合は、日額の11日分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高(☆1)

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| 10万円以下の店舗 | 4万円 |
| 10万円超～25万円以下の店舗 | 1日あたりの売上高×0.4 |
| 25万円超の店舗 | 10万円 |
| 1店舗あたり56万円から140万円(全期間御協力いただいた場合) | |

【大企業】 ※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額(☆2)×0.4
(上限20万円)

1店舗あたり最大280万円(全期間御協力いただいた場合)

☆1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和元年又は令和2年4月・5月の飲食部門の売上高の合計額÷61日

☆2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

(令和元年又は令和2年4月・5月の売上高の合計額－令和3年4・5月の売上高の合計額)÷61日

(3) まん延防止等重点措置を講じるべき区域以外の区域

※支給要件、支給額について変更ありません

- ※ 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。
- ※ 協力金の申請時に営業時間短縮及び酒類の提供に関する要請内容に応じたことや、感染拡大防止対策を実施していたことが確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度や県のホームページ等を参考に、記録をお願いします。

3 予算について

補正予算額 16億円

- ※ 財源は全額国庫支出金
- ※ 知事専決による予算措置を行います。

4 本協力金についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】0570-003894

【受付時間】9時から18時まで(土・日・祝含む)

感染拡大防止対策協力金（4/20～5/11要請分）の変更点について

要請期間		変更前		変更後		
		4月20日から5月11日まで（22日間）		4月20日から27日まで（8日間）		4月28日から5月11日まで（14日間）
区分 市川市 船橋市 松戸市 柏市 浦安市 【5市】	営業自粛の時間		20時～5時		（変更なし）	
	酒類の提供時間		11時～19時		（変更なし）	
	支給額	中小企業	日額4～10万円 （総額88～220万円）		日額4～10万円 （総額32～80万円）	
		大企業	日額最大20万円 （総額最大440万円）		日額最大20万円 （総額最大160万円）	
	要請開始日に協力頂けない場合		4月28日までに開始した場合、 14日分を支給		協力頂いた日数に応じて支給	
千葉市 野田市 習志野市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 【7市】	営業自粛の時間		21時～5時		（変更なし）	
	酒類の提供時間		11時～20時		（変更なし）	
	支給額	中小企業	日額2.5万円～7.5万円 （総額55～165万円）		日額2.5万円～7.5万円 （総額20～60万円）	
		大企業	日額最大20万円 （総額最大440万円）		日額最大20万円 （総額最大160万円）	
	要請開始日に協力頂けない場合		4月28日までに開始した場合、 14日分を支給		協力頂いた日数に応じて支給	
その他 市町村 【42 市町村】	営業自粛の時間		21時～5時		まん延防止等重点措置区域（点線部分） （変更なし）	
	酒類の提供時間		11時～20時			
	支給額	中小企業	日額2.5万円～7.5万円 （総額55～165万円）			
		大企業	日額最大20万円 （総額最大440万円）			
	要請開始日に協力頂けない場合		4月28日までに開始した場合、 14日分を支給			